三条市消防団協力事業所の登録に関する要綱の制定について

1 制定の趣旨

全国の消防団員の約7割が被雇用者であることから、事業所の消防団の活動への協力を求めることについて、消防庁が検討した結果、協力をする事業所に対して、その公の責任を果たしている証として、市町村が表示証を交付する制度を導入することを同庁が推進することとなった。本市においてもその趣旨に賛同し、同制度を導入するため、必要な事項を定めるもの。

2 制定の内容

- (1) 消防団協力事業所として登録できる事業所(第2条関係) 消防関係法令等に違反していない事業所であって、次のいずれかに該当するものとする。
 - ア 従業員が消防団員として、相当数入団している事業所
 - イ 従業員の消防団の活動について積極的に配慮している事業所
 - ウ 災害時等に当該事業所の資機材等を消防団に提供することとなっている事業所
 - エ 従業員による機能別消防分団等を設置している事業所
 - オ 特に優れた消防団の活動の支援をしていると認められる事業所
- (2) 登録の方法(第3条関係) 事業所又は事業所の承諾を得た消防団長、自治会長等が所定の届出書を市長に提出する。
- (3) 表示証の交付(第5条関係) 登録された事業所には、それを証する表示証を交付する。
- (4) 公表 (第9条関係)

登録された事業所について、市長は、消防団の活動を支援する事業所として、ホームページ 等で公表する。

- 3 制定要綱案 別紙のとおり
- 4 施行期日 告示の日

三条市告示第 140 号

三条市消防団協力事業所の登録に関する要綱を次のように定める。

平成 19 年 7 月 1 日

三条市長 國 定 勇 人

記

別紙のとおり

三条市消防団協力事業所の登録に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の消防防災体制の充実及び強化の一層の推進を図るため、本市の消防団の活動に積極的に協力している事業所を三条市消防団協力事業所(以下「協力事業所」という。) として登録することに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

- 第2条 協力事業所の登録の対象となる事業所は、消防関係法令等に違反していない事業所であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 従業員が消防団員として、相当数入団している事業所
 - (2) 従業員の消防団の活動について積極的に配慮している事業所
 - (3) 災害時等に当該事業所の資機材等を消防団に提供すること等について消防団と協定等を締結している事業所
 - (4) 従業員による機能別消防分団(消防庁通知(平成17年消防消第18号)に基づく特定の活動等に参加する分団をいう。)等を設置している事業所
 - (5) その他消防団の活動に協力し、地域の消防防災体制の充実及び強化に寄与していることが特に認められる事業所

(登録の届出)

- 第3条 協力事業所の登録をしようとする事業所は、登録届出書(様式第1号)により、市長に提 出するものとする。
- 2 消防団長、自治会長その他の消防団の活動に関係する者は、前条の規定に該当する事業所の承 諾を得て、市長に登録推薦届出書(様式第1号)を提出することができるものとする。

(登録の決定)

第4条 市長は、前条第1項又は第2項に規定する届出書の提出があったときは、これを審査し、 登録の可否を決定し、届出者に通知するものとする。

(表示証の交付)

- 第5条 市長は、登録することを決定した事業所に消防団協力事業所表示証(以下「表示証」という。)を交付するものとする。この場合において、当該事業所が他の市町村に所在する場合は、当該市町村長と協議し、本市と当該市町村の連名による表示証を交付することができるものとする。 (表示証の有効期間等)
- 第6条 表示証の有効期間は、当該表示証の交付の日から起算して2年とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、協力事業所が、総務省消防庁消防団協力事業所表示証(以下「総務 省消防庁表示証」という。)の交付を受けた場合は、市長は、当該協力事業所の表示証の有効期間 を当該総務省消防庁表示証の有効期限までとすることができる。
- 3 市長は、表示証の有効期限が経過する前に協力事業所の現状及び表示証の継続の意思を確認した上で、当該協力事業所の表示証の有効期間を更新することができるものとする。

(登録簿)

第7条 市長は、登録簿(様式第2号)を備え、協力事業所の登録年月日、表示証の有効期間等を 記載するものとする。

(表示証の返環)

- 第8条 協力事業所は、事業を廃止若しくは休止をしたとき又は第2条に規定する要件を満たさないこととなったときは、表示証を市長に返還しなければならない。
- 2 市長は、協力事業所が偽りその他不正な手段により登録を受けたことが判明したときは、当該表示証を返還させることができる。

(協力事業所の公表)

- 第9条 市長は、協力事業所について、市のホームページ等により公表するものとする。 (その他)
- 第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、告示の日から施行する。

三条市消防団協力事業所登録(推薦)届出書

(あて先) 三条市長

1 届け出する事業所等及び届出。	人
------------------	---

所	在	地	
名		称	
	表		
連	絡	先	担当者 (電 話)

* 消防団長、自治会長等が届け出る場合は、次の欄に職氏名等を記載してください。

~	何则凹灭、	日伯云文寺が畑り山	一つ物口は、ひ	ヘレノ作用(こ
上	記の事業所の	の承諾を得たので、履	届け出ます。		
	職 _				
	氏 名 _			(電	話)

2 協力内容(該当する項目に○印を付けてください。)

項目 番号	〇印	取 組 内 容
1		従業員が消防団員として、相当数入団している。 (次項に、その従業員の氏名と所属する三条市の消防団名を記載してください。)
2		従業員の消防団の活動について積極的に配慮している。
3		災害時等に事業所等の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている。
4		事業所等に機能別消防分団等を設置している。
5		その他消防団活動に協力し、地域の消防防災体制の充実及び強化に寄与している。

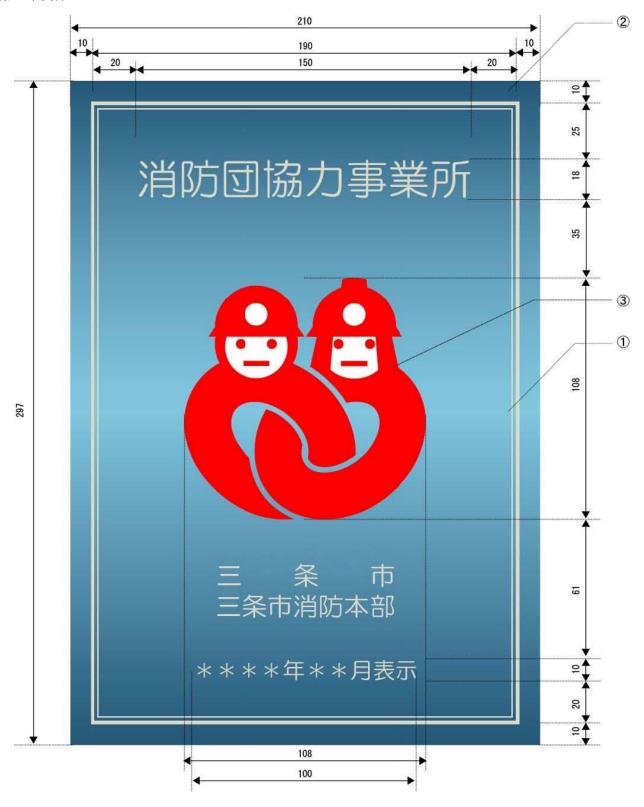
3 三条市の消防団に所属する従業員

従業員氏名	所属する三条市の消防団名				

4 添付資料 協力内容が具体的に分かる書類

三条市消防団協力事業所登録簿

(交付番	号)	(登録年月日) 年	月 日				
区分	協力事業所の名称	所在地(担当・連絡先)	表示証有効期限 総務省消防庁表 示証交付の有無	協力事業所 の該当要件 (協力内容)	主担当市町村	表示連名 市町村	備考
□ 新規□ 更新□ 変更		担 当 連絡先	年月日(有無)	□ 1 □ 2 □ 3 □ 4 □ 5			
□ 更新□ 変更		担 当 連絡先	年月日(有無)	□1 □2 □3 □4 □5			
□ 更新□ 変更		担 当 連絡先	年月日(有無)	□1 □2 □3 □4 □5			
□ 更新□ 変更		担 当 連絡先	年月日(有無)	□1 □2 □3 □4 □5			



【備考】

- 1 数字の単位は、ミリメートルとする。 3 材質はプラスチック等、厚みは 6mm 以上とする。
- 2 色は、次の表のとおりとする。

		色(CMYK値による色指定)
1	地色 (中央部)	青(C:50%、M:5%、Y:0%、K:0%)
2	地色 (上下部)	青(C: 85%、M: 40%、Y: 25%、K: 12%)
3	表示マーク(面)	赤(C:0%、M:95%、Y:90%、K:0%)
4	文字、枠線	銀